

令和8年度 前橋市グリーン購入調達方針

環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築のため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践することで、行政コストを削減することを目指します。

1 物品の調達に関する基本的な考え方

（1）グリーン購入の推進

物品の調達にあたっては、本方針に沿って、グリーン購入を心がけるものとします。
なお、調達物品の選択においては、資源採取から廃棄まで、全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の項目を考慮するものとします。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ④長時間の使用が出来ること
- ⑤リユースが可能であること
- ⑥リサイクルが可能であること
- ⑦再生された素材や再使用された部品が多く使われていること
- ⑧廃棄時に、処理や処分が容易なこと

（2）長期使用、適正量の購入

物品の使用にあたっては、可能な限り長期間使用し、購入の際には適正量の調達を心がけるものとします。

（3）使用後の適正処理

物品の使用後の処理にあたっては、適切な分別によりリサイクルを推進し、廃棄物の減量に努めるものとします。

（4）価格の基準

本市が環境配慮製品を率先して購入することにより、自らの活動に伴う環境への負荷を低減させることに加え、環境配慮製品の市場拡大を図り、市民及び事業者のグリーン購入を普及・促進させることを目指すため、著しく割高となる場合（20%程度を目安とする。）を除き、原則として、グリーン購入を優先するよう努めるものとします。

2 対象部局及び期間

（1）対象部局

市長部局、水道局、議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会（市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び市立幼稚園を含む。）、消防局

（2）対象期間

令和8年度

3 基準品目

(1) 基準品目

市が調達する物品のうち、別紙2「令和8年度 基準品目一覧表」に記載の品目（以下、「基準品目」という。）については、その調達実績について、「4 調達実績の管理」に記載のとおり管理するものとします。

なお、特別な理由により基準に適合しない物品を購入する際には、契約監理課及び環境政策課に協議するものとします。

(2) その他

基準品目以外の物品についても、「1 (1) グリーン購入の推進」のとおり、グリーン購入を行うことを心がけてください。

4 調達実績の管理

(1) 実績の報告

各所属長は、環境部長に、前年度のグリーン購入の調達実績を報告するものとします。

(2) 実績の公表

各所属の実績は、環境部が集計し、市ホームページ等で公表するものとします。